

地域介護予防活動支援補助金 Q & A

Q事業の目的はなんですか？

A: 地域高齢者が身近な場所で気軽に集える居場所づくりを推進するため、ボランティアや任意団体及び住民が自主的に実施するサロン活動に支援するものです。

Q:参加者は元気な高齢者だけですか？

A: どなたでも参加できます。要介護認定者や障害をお持ちの方、小さなお子さんのいる親子さんなど様々な方が参加できますが、65歳以上の方が5人以上登録していただく必要があります。

Q:65歳以上の参加者が必ず5人以上いない日の補助金はもらえないのですか？ (参加者が64歳未満の方だけ、65歳以上の方が5人に達しなかったときなど)

A: なるべく多くの方に継続していただきたいので、ぎりぎりの人数での登録は継続実施につながりにくいため、たくさんの方に声をかけていただき実施してください。

ただし、月平均利用者が5人以上であれば実施とみなします。

(※1回目4人で2回目は8人なら月平均6人となります。1回目5人、2回目4人なら月平均は5人に満たないため、その月の補助金は交付できません)

Q:概算払いで支払いをされた後に、参加者が足りなかった月の補助金は、返還しなければいけないのですか？

A: 月平均利用者が5人に満たなかった場合その月分は返還となります。

Q:農業や漁業の都合により参加者が5人に満たない月があるのですが、申請することはできますか？

A: なるべく参加できる日程を検討して実施してください。参加者が全くいない月がある場合は申請できません。

Q:毎月、2回は実施しないと補助金は返還となりますか？

A: 1回のみ実施の月に関しては返還の対象となります。

介護予防の観点から週1回が理想とされていますが、自主活動運営の観点から週1回の実施が難しい場合が多く、月1回だけの開催ではお楽しみの要素が強くなるため、月2回以上とします。予定していた曜日に気候や冠婚葬祭等で実施できなくなった際は同月内の別日に実施してください。

Q:自宅の一部を利用して取組みたいのですが、申請できますか？

A: 実施は可能ですが、なるべく一部の方だけの参加にならないよう、地域の自治会や民生委員等と相談しながら、会場を提供してもらうという形で実施してください。できれば

地域介護予防活動支援補助金 Q & A

地域のたくさんの方と協力して実施してください。

Q: 計画した回数を実施できなかった場合、補助金の返還は必要ですか？

A: 返還の対象となりますが、基準に満たない月のみ返還の対象となります。

Q: 1回あたり1,000円の補助金の内容はどんなものに使えますか？

A: 会場費、灯油代、消耗品、連絡用切手代、謝金代人件費など運営に必要と認められる経費を対象とします。食事代は目的から外れるため、認められないこととします。また、お茶のみだけの集まりは趣味の活動と変わらないため、申請の対象外となりますので、介護予防活動の内容を盛り込んでください。(体操、脳トレ、歌など)

Q: 必ず2時間以上実施しなければいけないのですか？

A: 活動時間は1時間30分程度で準備や後片付けも含めて概ね2時間の実施でかまいません。

Q: 他の団体から補助金をもらって活動していますが、市の事業以外の補助金なら申請しても大丈夫ですか？

A: 市で実施する地域支援事業に位置付けている事業(ミニデーサービス)や、通所型サービス活動支援事業補助金との併用はできませんが、それ以外の補助金との併用は可能です。社会福祉協議会の地域サロン活動支援事業との申請併用は可能です。他の補助金をもらっていて不明なときは、介護保険課へご相談ください。

Q: 利用料をもらってもいいのですか？

A: 補助金だけでは不足する可能性も考えられます。また、今後サロン数が増加した場合、補助金の不足や介護保険料増加につながります。なるべく自主活動へ移行できるように補助金に頼らず利用料での運営を検討していただくためにも、参加者から利用料を徴収することを検討してください。

Q: 補助金の手続きが面倒なので・・・

A: 補助金は財源がみなさんの介護保険料であることから、申請を必ずしていただくこととなります。しかし、記入の仕方や、不明な点をご説明しますので、介護保険課又は総合支所保健福祉課及び、お近くの地域包括支援センターまでご相談ください。また、市のホームページに記入例を掲載しておりますので、参考にしてください。

Q: 生きがいデイサービスに参加している人が登録しています。大丈夫ですか？

A: 参加可能です。

地域介護予防活動支援補助金 Q & A

Q:ミニデイサービスに参加している人が登録しています。大丈夫ですか？

A:参加可能です。

Q:参加者は複数のサロンに参加にしてもいいですか？

A:参加可能です。

Q:参加地域の範囲は必ず住所地でなければいけないのですか？

A:どこの地区での参加でもかまいません。

Q:お食事会でお弁当を出したいのですが？

A:補助金が余ったからと言って、食事代への利用は目的から外れるので、介護予防に必要な備品の購入や、講師への依頼。介護予防のための道具の購入などを検討してください。

調理実習の材料代は可能です。交流のための囲碁セットや園芸のための農機、体操のためのマットなど。ただし、個人的に使うものは個人で購入してもらってください。

Q:途中で計画が変更になった場合はどうしたらいいですか？

A:変更申請及び廃止申請がありますので、介護保険課若しくは総合支所保健福祉課、又はお近くの地域包括支援センターまでご相談ください。

Q:領収書は必要ですか？

A:使用目的でお金が使われているか確認しなければならないので必要となりますが、使用物品が明記されているレシートでも構いません。必ず保管しておいてください。

講師謝金や会場使用料などは、故意に作成したと思われぬよう、相手先の氏名や住所、印鑑を押印したものをもらってください。

Q:送迎した際の経費は対象となりますか？

A:基本は歩いてこられる場所での開催となりますので、できるだけお互いに乗り合わせ等で参加してください。

ボランティアが送迎する場合の経費を計画書に記入し提出してください。適当と判断された際は、経費の対象となります。詳細が不明の際は介護保険課より連絡させていただきます。

Q:一団体に3か所実施したいのですが、助成金は1団体限りですか？

A:地域でのサロン活動が目的ですので、地域の方が代表となるように計画してください。

地域介護予防活動支援補助金 Q & A

また、任意団体やボランティア団体で実施する場合も、代表者の方はその開催場所ごとに申請していただければ、補助の対象となります。

Q:外で行うパターゴルフやゲートボール活動は対象になりますか？

A:事業の目的が介護予防に資する内容である旨を計画書に記していただいて、適当と判断された際は決定通知書を送付します。

介護予防事業とは心身の機能向上だけでなく、日常生活の活動を高め社会参加を促進し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するためなので、個人的な一部仲間の趣味活動やサークル活動ではなく、地域でのかかわりを重視した集まりの内容で実施してください。

Q:申請は月ごとですか？補助金の交付も月ごとですか？

A:6か月以上の実施になっていますので、6か月以上、1年未満で実施申請をしてください。申請後は概算払いか精算払いのどちらかで請求していただきます。

概算払いの際は実施見込みとして事前に補助金を交付した後、事業報告書等を提出していただきます。(実績が計画と異なる際は補助金返還もあります)

精算払いは事業終了後に実績報告と共に補助金を申請していただきます。

どちらの方法でも構いませんので、詳しくは介護保険課へご相談ください。

Q:申請はいつまでできますか？

A:今年度中に6か月以上実施していただくので、9月までの申請期間となります。

10月以降に立ち上げを検討しているサロンに関しては次年度申請するか、社会福祉協議会の地域サロン活動支援事業を検討ください。

Q:サロン活動を登録しなければならないですか？

A:活動内容を市のホームページやチラシとして掲載し、参加したい方にお知らせさせていただきます。自分たちだけで活動したいので、ほかの人は入れないということが無いように、地域づくりのためにも、たくさんの方を交えて活動していただきたいと思います。

Q:他に支援しているところがありますか？

A:社会福祉協議会で実施している地域サロン活動支援事業等もありますので、お近くの社会福祉協議会までご相談ください。

地域介護予防活動支援補助金 Q & A

活動内容(例)

地区会館で月2回開催(第1、第3火曜日)

9:45 集合(開錠、会場準備等)名簿記入

10:00 開催

- ・体操(ラジオ体操、口腔機能体操、ロコモ、ダンベル体操)
- ・月のテーマ(カラオケ、調理、健康講話、囲碁、将棋、園芸等)
- ・お茶のみ

11:30 後片付け、次回の確認(担当決め)

11:45 終了(施錠)